

可児市国民健康保険税のよくあるご質問

Q1 税額が昨年度より高いのはなぜですか？

A. 令和7年度は、保険税の税率が上がっているため、世帯状況・所得等が変わらない場合でも、昨年度より税額が高くなります。

それ以外の増額の理由としては、次のことが考えられます。

① 昨年の所得が増えた

特に臨時収入（不動産の売却、株式配当など）があった場合に、大幅に保険税が上がる場合があります。

② 所得の申告をしていない

低所得世帯の負担を軽減するために、一定の所得を下回る場合は、均等割と平等割のそれぞれを2割・5割・7割と段階的に軽減しています。この軽減制度の適用は、昨年の所得から判定しますが、確定申告や市・県民税申告等がされておらず、所得のわからない方が世帯の中に一人でもいると、軽減の判定がされません。無収入または所得税等の対象とならない遺族・障害年金や失業手当・傷病手当等のみの場合も、申告をしてください。

③ 加入者が増えた

④ 同じ世帯に75歳以上の後期高齢者医療制度加入者がいて、後期高齢者医療制度への経過措置軽減制度の適用期限が終了した（または軽減割合が減った）

⑤ 世帯主が変わった など

Q2 国保に加入していないのに納税通知書が届いたのですが？

A. 以下の要因が考えられます。

① 同じ世帯に国保加入者がいる

保険税は世帯主が納税義務者となります。また、住民税などのように個人への課税ではなく、世帯ごとの課税となります。そのため、世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員が加入していると、世帯主宛てに通知書等が届きます。

なお、実際に加入している人の名前は、納税通知書に記載されています。

② 国保脱退の手続きが済んでいない

職場の健康保険など国保以外の保険に加入した場合は、市役所国保年金課で国保の脱退の手続きが必要です。

③ 4月・5月の加入期間分の通知である

Q3 今年度40歳になります。保険税(介護保険分)はどうなりますか？

A. 40歳となった月から介護保険分の納付が始まります。誕生月～翌年3月までの月数分の介護分の増額について、誕生日の翌月に納税通知書にてお知らせします。

なお、4月・5月生まれの方の介護分は予め算定しています。

Q4 今年度65歳になります。保険税(介護保険分)はどうなりますか？

- A.** 65歳となった月から介護保険分は別に納めていただきます。65歳になる前月までの介護分は、国保の保険税として予め算定をし、年度末までの納期に分けています。

Q5 今年度75歳になります。保険税はどうなりますか？

- A.** 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わります。
保険税額は、4月～誕生月の前月までの月数分で予め算定しています。

【例】世帯主(9月で75歳)、配偶者(72歳)の二人世帯の場合

→世帯主の8月までの5か月分と配偶者の12か月分で計算した年税額を、10回の納期でならします。9月から税額が大きく減額となる訳ではありません。

Q6 なぜ、保険税が年金から天引きされるのですか？

- A.** 保険税の特別徴収(年金天引き)の仕組みは、国において創設されたもので、地方税法及び可児市国民健康保険税条例に基づき、平成20年度分から特別徴収(年金天引き)を開始しています。

特別徴収(年金天引き)により、金融機関等でお支払いいただく手間を省き、保険税を確実に納めていただくことができます。

また、保険税の徴収に係る経費(納付書や口座振替によるご納付に係る手数料を、市から金融機関等に支払っています)も省くことができます。

Q7 年金天引きではなく、納付書で支払いたいのですが？

- A.** 地方税法施行令により、「特別徴収(年金天引き)を中止できるのは口座振替に変更された場合(※)」とされていて、市の裁量で納付書納付を認めることはできません。ご理解をお願いします。

※特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更する場合、次の手続きが必要です。

(保険税を滞納している方は、変更できません。)

- ① **口座振替の登録(金融機関にて手続き)・・・既に口座登録済みの方は不要です。**
- ② **「納付方法変更申出書」のご提出(国保年金課へ提出)**
(市役所国保年金課までご連絡いただければ、上記の書類を送付します。)
- ◆ **お手続きいただいた3～4か月後の天引きが中止となります。**
- ◆ **10月から新たに特別徴収(年金天引き)の対象となる方は、7月末日までにお手続きいただければ、10月から天引き中止となります。**

詳しくは、**市役所国保年金課 保険課税係** へお問い合わせください。

【TEL 0574-62-1111 内線 3126～3128】